

開 会 午前10時00分

○議長（小松則明君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので、令和5年第2回大槌町議会臨時会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

---

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（小松則明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において指名いたします。

1番、菊池忠彦君及び2番、臼澤良一君を指名いたします。

---

日程第2 会期の決定

○議長（小松則明君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は本日1日限りとしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小松則明君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

---

日程第3 議案第29号 令和5年度大槌町一般会計補正予算（第2号）を定めることについて

○議長（小松則明君） 日程第3、議案第29号令和5年度大槌町一般会計補正予算（第2号）を定めることについてを議題といたします。

ただいま議題に供されました議案について、当局からの提案理由の説明を求めます。総務課長。

○参事兼総務課長（藤原 淳君） 令和5年第2回大槌町議会臨時会における議案1件につきまして、提案理由を申し上げます。

議案第29号令和5年度大槌町一般会計補正予算（第2号）を定めることについては、（仮称）鎮魂の森整備工事に係る事業費の計上による補正であり、既定の歳入歳出予算に歳入歳出それぞれ1億6,500万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ

108億8,912万3,000円とするものであります。

以上、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（小松則明君） 直ちに内容説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（太田和浩君） 議案第29号令和5年度大槌町一般会計補正予算（第2号）を定めることについてを御説明申し上げます。

1 ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入。

18款繰入金2項基金繰入金、補正額1億6,500万円の増は、今回の補正財源とする震災の記憶を風化させない事業基金繰入金であります。

2 ページをお願いいたします。

歳出。

2款総務費1項総務管理費、補正額1億6,500万円の増は、（仮称）鎮魂の森整備事業の増であります。

以上、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,500万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ108億8,912万3,000円とするものです。

以上、御審議よろしくお願ひいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。

5 ページをお開きください。

歳入。

18款繰入金2項基金繰入金。進行いたします。

6 ページをお開きください。

歳出。

2款総務費1項総務管理費。金崎悟朗君。

○11番（金崎悟朗君） 鎮魂の森の整備に関して関連してお聞きしますけれども、旧役場庁舎のところにあるお地藏さんはどのようにするかは、前からはっきりした返答をいただいておりますが、これについてどのようにするのか。ましてやあれは大槌町の、前に寄附されたとは思いますが、よその、東京都のあちのいろんな記者の人たちとも話をしてみれば、鎮魂の森を整備するに当たって必要ないんじゃないんですかと逆に言われました。私もそのとおりだと思います。あそこさいつまであのお地藏さんを設置していくのか。それとも、今度鎮魂の森を整備するに当たって移設するのか。その辺

についてお聞きします。

○議長（小松則明君） 協働地域づくり推進課長。

○協働地域づくり推進課長（郷古 潔君） お答えいたします。

まず、旧役場庁舎跡地にございます地蔵尊でございます。その設置につきましては今後のことについてということで、旧役場跡地、今後の伝承の場としての整備の中で検討を進めていくということで、そういう状態で、はっきりまだ決まっていないところです。

ただ、鎮魂の森に移設するかしないかという議論につきましては、鎮魂の森には各仮設住宅にあった地蔵52体ですか、そちらを移設するというにしております、そちらに旧役場跡地にある地蔵尊を移設するというのではなく、あくまでも仮設住宅にあった各地区の地蔵尊をそちらに移設して、まとめて置かせていただくというふうに考えてございます。

○議長（小松則明君） 金崎悟朗君。

○11番（金崎悟朗君） これは3回しか聞かれないからさ、課長さん。前回の、鎮魂の森の整備のあそこさ、絵図面を見せられたときもそのお地蔵さんが上がっていた。これは何ですかと言ったら、仮設から持ってきたものを置いてあるからそれを置くんだというのは、もう聞いて知っているの。全員知っているよ。それを言っているんじゃないですよ。まだ決めていないとかって、今何年たつんです。津波来てから何年目ですか。その辺についてはどう考えているの。これで1回の答弁では困るな。議長、どうしますか。こういう答弁されたんでは、何回聞いても同じことだけ答えるんだよ。それはいいけれども、1回でいいが。

だけれども、よそのところから見た人か、よその人もそのように言う。言われる。私も最初からあそこさ置くべきじゃないと思う。あそこに最初は置いたんだけど、許可して置かせたんだ。だけれども、あそこに地蔵尊を置くべきところじゃないと思いますよ。あの津波の遺構どうでこうでとそういう話をしますけれども、遺構じゃないからね。流れた後置いただけの話だから。だからあれは、やっぱりちゃんとしたところに置いて、そういう鎮魂の森を整備するのならそこに置いて、みんなが手を合わせるようにするべきが本来の姿じゃないですか。本来の姿はどういうようなものだか。ましてや、あそこは公共の場ですよ。元役所の土地ですよ。そこに仏像、仏像とは言わないけれども、お地蔵さんがあるということは、そこさもう関連してくる何かがあるんじゃないですか。課長、もう一回、答弁。

○議長（小松則明君） 協働づくり推進課長。課長、あそこのお地藏さんのことだけを言ってくださいね。

○協働地域づくり推進課長（郷古 潔君） 旧役場跡地の地藏尊についてでございますが、議員おっしゃるとおり、経緯がありましてあそこに震災後設置されているものでございます。鎮魂の森整備事業の中でもその地藏尊についてということはあったんですけども、あくまでも旧役場跡地の地藏尊につきましては、旧役場跡地の伝承の場として今検討を進めているところでございますので、その中で方針なり位置づけを確定していきたいということで考えてございます。申し訳ないですけども、繰り返しになるかもしれませんが、それを鎮魂の森にと、そういう状態でありますので、移設するというにつきましては、これまでの鎮魂の森の整備事業の様々な検討委員会の中とかでも、それは鎮魂の森にはあのお地藏さんは移設しない方針ということで検討させていただき、これまでも説明をさせていただいた経緯はあると思うんですけども、いずれ役場跡地の地藏尊につきましては、それを今のところ、そういう伝承の場としての地藏尊の位置づけというのをこれはまだ検討中でございますので、それが今後様々検討した段階で、その位置づけなりどういう設置にするかということはその機会に説明をさせていただきたいと思います。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） 様々な御意見があるのは十分承知をしています。鎮魂の森に移設のことも話がありましたし、そう言いながらも、やはり許可をして地藏尊を置いたという経過、そしてそれに伴う様々な関係者がいらっちゃって、管理をさせていただいている方もいらっちゃいます。そういう方々とのコンセンサスを取っていく必要があるだろうと思います。あの場所で手を合わせる方々もいらっちゃいますので、決して町内だけの問題ではなくて、それに関わった町外の方々、大槌に心を寄せている方々の思いもしっかり受け止めなければなりません。ですので、当初考えたとおりに地藏尊については鎮魂の森に置かないという方針は、ある程度方針は出していますけれども、その後の、金崎議員のお話もありますし、これから実際に管理をしている方々との話合いも含めてコンセンサスを取る取組をしながら、しっかりとその問題については、震災12年の中でしっかりと取り組んでまいりたいと思います。

○議長（小松則明君） 金崎悟朗君。

○11番（金崎悟朗君） 3回目です。確かに津波、震災があってから12年もたつと。よそ

ではそういう鎮魂の森、森とは言わないけれども、そういう整備事業はもうとっくに終わっていると。大槌が一番遅れているような状態です。そして、心の中からはっきり言う人たちと、そこでもいいんでねえかと言うような人たち、いろんな人たちがいるんですよ。最初あそこに、ああいう立場になったとき、各地域に津波の慰霊碑を造った。ほったら、町内でもいろんなところで人が死んでいる。また、遠くから来て大槌で死んだ人たちもいる。いろんな人たちがいる中で、その頃は本当に腹立たしいことを言っている人たちがいっぱいいた。それは、何で役場庁舎にだけああいうことをしているんだというのが大きかったんですよ。私もそう思いますよ。ほじくり返すようではうまくないですけれども、やはり大震災、こういう震災があったときは、対策委員会はどこでつくるんだとかもう決まっていた。実際はそこでやってしまって、そういう被災が出てしまったと。そういう反省もあることに、あそこで亡くなった役場職員の人たちには失礼だけれども、あそこで亡くなった人たちのためにあそこを祭っているのかと、そういうことまで言われました。我々は人間じゃないのかと、私の娘が人間じゃないのかと、私の娘もどこで死んだか分からねえと、どこさ鎮魂のああいうお地蔵さん造ってけるんだという話までありました。役場職員だけ人間なのか、そこまで言われました。私もそう思いますよ。やはり鎮魂の場と改めて造るときに、今からいろいろ考えながら、前にはこれを移設しないという話もしましたけれどもと言うけれども、私は必要ないと思いますよ。せっかく金かけて、何億も金をかけてあそこにそういう場を造るのなら、やはり大槌町民として考えなきゃない。そのときは、あそこに絶対必要はないと私は思いますよ。こういうことでこの補正予算を通したいと思うのなら、私は反対します。

○議長（小松則明君） 当局。副町長。

○副町長（北田竹美君） 金崎議員の御質問、御意見に対して、ちょっと伝承に関わってきた者として、御理解いただけるかどうかは分かりませんが補足をさせていただきますと、まず鎮魂の森のコンセプトというものは、大槌町全体の問題、大槌町民の問題でございますので、あそこに鎮魂の場所として、各仮設にあった地蔵尊についてあそこに設置をするということについては、当然震災後に各仮設にあったものという、いわゆる町民全体として考えるべきものがそこにあっても何ら矛盾するものではないという考え方でございます。しかしながら、旧役場庁舎にあった地蔵尊につきましては、今金崎議員が御指摘のとおりです。あそこに地蔵尊がある経緯等も、様々な複雑な経緯がございましてあそこに設置しているものであって、それが大槌町全体としてのコンセンサスを鎮

魂の森に移設したときに御理解いただけるのかと、こういう議論、議論というか考えがございまして、その中で鎮魂の森には移設はできないと。しからば、旧役場庁舎における鎮魂の森を、どう地蔵尊を整理するかということについては、昨年度もかんかんがくがく議論してまいりまして様々な御意見をいただいているところでもありますから、これは今後、町長おっしゃるとおり次年度にかけてきちっと方向性を示していきたいと思えますので、旧役場庁舎の地蔵尊についての御理解をお願いしたいと思います。

○議長（小松則明君） 金崎議員、もう一度言うことがあるならよろしいですよ。（「3回だから結構でございます」の声あり）

まだ指名しておりません。芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） 金崎議員の話は本当にごもつともです。我々は12年、この鎮魂の森でこの震災で犠牲になられた方の、何ていうんだらう、収めどころというか、地区で造っている慰霊碑、記念碑に名前を刻んでいる地区もあれば、あえて名前を刻んでいない地域もあるんですよ。何で名前を刻まなかったかという、鎮魂の森ができたときに芳名板たるものができるらしいと。あっちにも家族の名前、こっちにも家族の名前があるというのはどうかなということで、その集落では鎮魂の森のところにやりたいという話でまとまって、記念碑として名前を刻んでいない地域があるんですよ。私は、この鎮魂の森の完成をもう集大成にしてほしい。町長は、あそこは手を合わせる場所ではないと明言をしているわけですよ。あそこに地蔵尊があることによって、手を合わせる場所になってしまうんです。手を合わせる場所は鎮魂の森でいいじゃないですか。あと、各地区で犠牲になられた方は、各地区の慰霊碑でいいじゃないですかと私は思う。ごもつとも。だから、この鎮魂の森が完成したときに、震災遺構の話、遺族の話、いろんな話があるけれども、ある程度の決着をつけないと駄目ですよ。心は失われないですよ、親族が亡くなっているんだから。そんなの当たり前のこと。町として、行政の責任として、どのような終結を見ようとしているのかがはっきりしないと、やっぱり理念がない。発言に理念がないということでしょう。じゃああそこ、伝承の場にするんですと言うのであれば、あそこはVRだか、見たい人が見える。物があることによって、見たくない人も見えるんですよ。だから解体したわけでしょう、町長は。私もそれに賛成しました。物があることによっていろんな葛藤が生まれるんです。それを私は残したくないから、鎮魂の森の完成とともにこういう議論というのはある一定の終着を見ないと、いつまでもいつまでもなってしまうんじゃないかなと。そういう意味もあるので、今、5年度に

かけて議論するという話でしたから、ぜひそういう意思も組み入れていただきながら検討してほしい。単純になくせばいい。じゃあどこさやるんだ。鎮魂の森にはやらない。じゃあ処分するのか。いろんな技術的な話もあるでしょうから、その辺も酌み取っていただきたいと思います。

もう1点。全協の資料の中で、1万5,000平米、敷地が、という話でしたよね。となれば、大規模開発事業に位置づけられる。民間がやれば、着手までかなりな時間を要すると思うんです。今回補正通ったとして、入札して、6月から着工となっていますけれども、あと3か月しかないんだけど、ここら辺の手続はどのように進んでいるか確認をさせていただきます。

○議長（小松則明君） 当局。（「2つある」の声あり）2つ。

○13番（芳賀 潤君） 1つ目ののは、私の思い、主張ね。2つ目。

○議長（小松則明君） 協働づくり推進課長。

○協働地域づくり推進課長（郷古 潔君） 第1期工事の中身ですけれども、議員おっしゃるとおり施工工事面積1万5,000平米です。施工については、切土工であったり盛土工、芳名碑の製作、排水、給排水、そういった内容でございます。詳細な設計管理業務等を積算した上で、スケジュールについてもこのスケジュールでということを確認してございますので、前回全協のほうでお示ししたスケジュールで進められていくものと…（「開発許可だから」の声あり）

○議長（小松則明君） 開発許可はその工程で下りますか。（「開発許可の話ですか」の声あり）聞いてなかったの。開発許可は下りますかという話です。

協働参与。

○防災・協働地域づくり担当参与兼防災対策課長（島村亜紀子君） 開発許可に関してですけれども、開発許可申請はいたします。ただし、自治体が自ら行う行為ということで短期間で認可になることになっておりますので、この期間で実施することができるということです。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） それを聞いて安心しました。民間だとえらい時間かかるんですよ。だから、この前タイムテーブル見せられて、補正通って、年替わって入札して、6月から着工と言ったときに、これがまた開発行為、開発許可の問題でまた遅れるのが心配だったんですよ。その点では心配は払拭されました。

確認しますけれども、造成の1期工事が始まりますよという予算。次には建築、トイレ造ったり、石碑造ったり、建築がある。2期工事の造成2で最後の路盤だとか舗装だとかいろんなのをやって、約2年かかりますよという話でしたよね。それを確認しました。じゃあ1番目の質問の回答が欲しいんですけども、2年間あると言ったときに、今の、さっきのお地蔵さんの話、旧庁舎の。あれの結論をいついつまでに見いだすというふうにお話しできないですか、今。いかがでしょう。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） 地蔵尊を含めて、関係者、話はしています。その中では、きちんと議会への説明も含めて、令和5年度中にはしっかりと方針を出したいと思います。

○議長（小松則明君） 白澤良一君。

○2番（白澤良一君） すみません、ちょっと私もお地蔵さんのことで質問させてください。まず初めの、先ほど仮設住宅にあった51体と、それから観音像、あのお地蔵さんですね。旧役場のあその観音像の所有者というのはどちらなんでしょうか。所有者の確認をお願いしたいと思います。

○議長（小松則明君） 協働づくり推進課長。

○協働地域づくり推進課長（郷古 潔君） 当時、設置、御寄附をいただいたのは県外のNPO法人ということで承知してございます。それを今管理されているのは、町内の仏教に関する団体さんが管理をされているということで承知してございます。

○議長（小松則明君） 今の答弁でよろしいですか。再度質問してください。

○2番（白澤良一君） 私は、管理をしているのは分かっています。所有者はどちらですかというところを確認したんです。

○議長（小松則明君） 所有者ですよ。（「1回目のやつはなしだからね」の声あり）分かっております。（「厳しいな」の声あり）時間を。

暫時休憩いたします。

休 憩

午前10時24分

○

再 開

午前10時32分

○議長（小松則明君） 再開いたします。協働づくり参与。

○防災・協働地域づくり担当参与兼防災対策課長（島村亜紀子君） お答えいたします。

平成26年8月に、旧役場前に地蔵尊が設置されました。設置したのは、NPO法人被



災地に届けたいお地蔵さんプロジェクトという団体でございます。ただし、平成26年8月、同月に、大槌町献花台を見守る会へお地蔵さんが無償譲渡されております。しかし、この大槌町献花台を見守る会というのが現在実態がありませんので、所有者がいないというのが今回の御質問に対する回答です。

加えまして、このお地蔵さんを譲渡してくれたNPO被災地に届けたいお地蔵さんプロジェクトは、もし移転というお話があれば、ここのNPOがその費用を持ちますというのを町の担当課にお話をいただいているところでございます。

○議長（小松則明君） 白澤良一君。

○2番（白澤良一君） 了解しました。現時点においては所有者はないという、そういう理解でよろしいですね。

それで私、お地蔵さんの設置について、私、反対しているわけじゃないです。月命日に私もあそこに行って、手を合わせて黙禱しています。ですから、やっぱり公共の土地のところに置いているわけですので、これで安心して黙禱し手を合わせたいと、そのように願っているわけですが、じゃあまた再度確認したいんですけども、このお地蔵さんというのは開眼法要をして、そしてあそこに置いたと思うんですが、政教分離には抵触していないのでしょうか。改めてその御見解をお伺いします。

○議長（小松則明君） これについては、教育次長。教育次長、しゃべってください。教育の部分とか代表して。教育次長。

○参与兼教育次長（三浦大介君） 教育の分野ということで答弁させていただきますけれども、基本的に政教分離というのは、ある1つの宗教の関係を、要は、何というんですか、普及、啓発するための目的だということで、1つの宗教をそういった普及、啓発するために地方公共団体がそこと連携するというのはこれは政教分離には当たりますが、あくまでも目的は、1つの宗教じゃなくて、お亡くなりになった方への手を合わせる場所ということでいただいているものと。形は確かに地蔵尊という形ではございますが、1つの宗教ということではなくて、亡くなられた方々の鎮魂という目的のために設置したものであれば、基本的には政教分離には該当しないというような認識でございます。

○議長（小松則明君） 白澤良一君。

○2番（白澤良一君） お地蔵さんというのはもう本当に子供の頃から仏教のという意識で、これは私個人の話です、そういう意識で手を合わせてきました。以前に全員協議会でこの件についても何度か質問したことがあるんですが、あそこは政教分離には抵触し

ないという。これはなぜかと言うと、前例があるということを当局から御答弁いただきました。その前例というのはどこのどういう自治体の前例なのか、改めて、これで私は最後にしたいと思いますのでよろしくをお願いします。

○議長（小松則明君） 時間を要しますね。

暫時休憩いたします。

休 憩

午前10時36分

○

再 開

午前10時43分

○議長（小松則明君） 再開いたします。協働参与。

○防災・協働地域づくり担当参与兼防災対策課長（島村亜紀子君） お答えいたします。

どこの前例かということで、大阪市地蔵像訴訟判決というものがありまして、大阪市の判決の分で、寺院の外に存在する地蔵像は、地域住民の日常生活の中に溶け込み、習俗と化し、もはや仏教としての宗教性を失っているという判決が出ております。

それに加えて、当町で町の顧問の弁護士にも相談をしております、その弁護士の回答ですが、旧庁舎跡地に設置された地蔵尊等の趣旨は、東日本大震災で亡くなられた方々の鎮魂の趣旨であり、当該寺の宗派を含む特定の宗教を推進するものではないと考えられる。地蔵尊等は当初から町有地である旧庁舎敷地に設置され、宗教性の希薄なものとして受け入れられてきた。このことから、当該地蔵尊等の設置は政教分離に反するとは言えない。

以上でございます。

○議長（小松則明君） その他。東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） 今回の1億6,500万円は、基金からの繰入れで第1期の工事分は賄えるわけですが、その後の、この事業全体で5億3,000万円ほどかかります。今回1億6,000万円ほど賄えるわけですが、残りの約3.7億円、これはこの間の説明等では、寄附金やあるいはふるさと納税等をまず見込んでという話でありました。そこで伺いますが、まずこの企業版のふるさと納税なんですが、現に、例えば今こういう大槌町が実施しようとしている鎮魂の森の事業に対しまして、ふるさと納税で貢献したいというような企業等があるのかどうかというところをまず教えていただきたいと思います。

○議長（小松則明君） 協働づくり推進課長。

○協働地域づくり推進課長（郷古 潔君） お答えいたします。

企業版ふるさと納税の件数で申し上げます。1件、今のところございます。よろしいですか。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） 1件ということで、今後2年数か月の中で工事をするわけですが、やはり企業版のふるさと納税を募集するとき、例えば完成の暁には鎮魂の森の一角にこういう企業から協賛金を頂きましたよとか、そういうものを考えた上で募集をするというやり方ももしかしたらあるのかなと思うんですが、これから行うわけですから、そういうものもぜひ採用した中で企業版のふるさと納税の募集を進めていったほうが多くの納税ができるんじゃないかなと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（小松則明君） 協働参与。

○防災・協働地域づくり担当参与兼防災対策課長（島村亜紀子君） ありがとうございます。

企業版ふるさと納税に関しましては、パンフレット等を作成して現在募集をしているところなんですけど、そのパンフレットに、今議員おっしゃられたように、完成の暁にはお名前を鎮魂の森の中に示させていただきますということを書いてございます。

○議長（小松則明君） 佐々木慶一君。

○3番（佐々木慶一君） 鎮魂の森の1期工事として始まるわけですが、先ほど来ちょっと議論になっているような仏像等を移設するとかという話になった場合には、今これ設計進んでいると思うんですが、この設計費用の見直しが発生するのか、あるいは今描かれている図面の中に収めるのか、新しい配置場所を考えるのか。それは今の時点では移設は考えていないので、それはまず除いて考えていますということだと思えますけれども、そういう状況変化があったときにはまた新たに補正を組むのか、あるいは設計から含めて工期への影響が出るのかどうか。そもそも、移設となった場合にどういう配置にするかという議論も出かねないと思うんですけれども、そこは役場主導で進めるのか、もう一度やっぱり町民の意見も聴くのかとか、そういう進め方について方針があれば教えていただきたいと思えます。

○議長（小松則明君） 協働参与。

○防災・協働地域づくり担当参与兼防災対策課長（島村亜紀子君） お答えいたします。

現状の設計の中に、仮設住宅からのお地藏さんの置き方、それからその工事の方法は、設計、施工とも入っております。ですので、設計をもう一度やり直す必要があるかと言

われれば、個人的にはないと思っております。それに似せた形でどこかもう1か所、同じ施工方法で追加をするという程度でないかなと考えております。

○議長（小松則明君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第29号令和5年度大槌町一般会計補正予算（第2号）を定めることについてを採決いたします。

この採決は電子採決システムにより行います。

本案に賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○

○議長（小松則明君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

令和5年第2回大槌町議会臨時会を閉会いたします。

御苦労さまでございました。

閉 会 午前10時50分

上記令和5年第2回臨時会会議の次第は、書記の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

議 員

議 員